

## 答 申

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12条）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年8月21日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年7月6日付け技第06230003号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年7月10日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、諮問第134号における答申の中で、和歌山県技術調査課職員は、一連の、一現場、一定期間継続して行われた総額500万円を超える請負工事であっても「合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている」と断言しており、建設業の登録をする必要がない根拠・前例となる情報がないわけがないというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 和歌山県技術調査課職員は、建設業法違反であっても「合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている」と断言し、建設業の登録をする必要はないと明確に述べ、違法業者に対して何ら是正をさせることなく野放しにしており、その建設業の登録をする必要がない根拠・前例となる情報がないわけではない。
- (2) 何でも不存在不開示にしておけば、済むと思うのは大間違いである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書、審査会への提出資料並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

諮問第134号における答申で、一連の、一現場、一定期間継続して行われた総額500万円を超える請負工事であっても「合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている」との記載があり、そう断言する「法的根拠となる理由」（以下「①」という。）及び「その事例である情報」（以下「②」という。）についての開示を求められたものである。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項ただし書の政令で定める「軽微な建設工事」とは何であるかについては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項で「建築一式工事以外の建設工事にあつては500万円に満たない工事」である旨規定され、同条第2項で「前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。」とされているところである。

「一件の工事」かどうか、及び契約を分割できるかどうかは、基本的には契約書単位で判断することとなっていることから、『「合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている」と断言する』①に係る公文書は存在しない。また、②に係る公文書についても、当時の担当者が実施機関で保管している公文書を確認した限りにおいて、合理的な理由があれば契約を分割した事例がなかった。よって、本件

開示請求に対し「作成又は取得していないため」の理由により非開示決定を行ったものである。

なお、念のため平成 30 年 5 月の時点で過去 10 年分の実施機関で保有する公文書を調査したが、合理的な理由があれば契約を分割した事例はなかった。

## 第 5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、本件対象公文書は、諮問第 134 号における答申の第 4 の 2 において、「合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている。」と記載されていることに関して、①及び②が記載された公文書である。

諮問第 134 号における答申では、「合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている。」というのは、建設業法施行令第 1 条の 2 第 2 項ただし書の「正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。」のことでありとされている。

建設業法における一件の工事かどうか、及び契約を分割できるかどうかは、基本的には契約書単位で判断することとなっており、諮問第 134 号における答申では『建設業法違反となる「一件の工事」であるかどうかの判定の基準となる情報』に係る公文書は作成も取得もされておらず、非開示決定処分は妥当と判断していることから、①についても同様の結論となるものである。

また、②については、実施機関において保有している公文書を調査した結果、非開示決定当時及び平成 30 年 5 月時点でも存在しなかったというのであり、対象公文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

よって、実施機関が「作成又は取得していないため」の理由により、非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
平成27年7月21日	○諮問（実施機関）
平成27年8月5日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年8月21日	○異議申立人からの意見書を受理
平成30年2月14日	○審議
平成30年4月24日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成30年5月23日	○実施機関からの説明資料を受理
平成30年5月29日	○審議
平成30年6月12日	○審議
平成30年7月3日	○審議
平成30年7月24日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 6 月 21 日	諮問第 134 号答申書 3 頁下から 8 行目に記載のある技術調査課〇〇〇〇が一連の、一現場、一定期間継続して行われた総額 500 万円を超える請負工事であっても「合理的な理由があれば契約を分割できることとなっている。」と断言する法的根拠となる理由及びその事例である情報。